全従業員の平均給与を1

・5%以上賃上げし

くても適用の要件を達成できる場合もあります。

雇用者全体の給与には、正社員、

パ

١ ١

■図表 1 中小企業向け所得拡大税制の改正内容

従業員への分配に積極的な中小企業を後押しできるよう、「雇用者全体の給与(雇用者給与等支給額)」や「教育訓練費」 を増加させた企業に対して、雇用者全体の給与の増加額の最大40%を税額控除(控除上限は法人税額の20%)

CHINE CITEMICAL OF THE TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL TOTAL THE CITEMICAL OF THE COLUMN TOTAL TOT						
	改正前(最大25%の税額控除)		改正後(最大40%の税額控除)			
適用時期	2021年4月1日から2023年3月31日までの間に開始する事業年度		2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する事業年度			
必須要件	雇用者全体の給与(雇用者給与等支給額 ※1)が前年度比で1.5%以上の増加	雇用者全体の給与の対前年 度増加額の15%を 税額控除	雇用者全体の給与が前年度比で1.5% 以上2.5%未満の増加	雇用者全体の給与の対前年 度増加額の15%を 税額控除		
			雇用者全体の給与が前年度比で2.5% 以上の増加	雇用者全体の給与の対前年 度増加額の30%を 税額控除		
追加要件	雇用者全体の給与が前年度比2.5%以上 であり下記のいずれかを満たすこと	税額控除を10%上乗せ	教育訓練費※2が前年度比で10%以上 増加	税額控除を10%上乗せ		
	①教育訓練費※2が前年度比で10%以上 増加 または ②経営力向上計画の認定を受け、経営力 向上が確実になされていること					

- ※ 1 国内雇用者(国内の事業所について作成された賃金台帳に記載された正社員のほか、パート、アルバイト、日雇い労働者も含むが、使用 人兼務役員を含む役員、役員の親族等の特殊関係者は除かれる)に対する給与等(給与、賞与等の給与所得)をいう。ただし、給与等に 充てるために他の者から支払いを受ける金額(雇用調整助成金等の雇用安定助成金額を除く)がある場合には、当該金額を控除する
- ※ 2 法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設利用料等、外部研修委託費等、外部研修参加費等)

■図表2 改正による税額控除額の影響

下記の事例のように給与等支給額が前年度比で2.5%以上増加した場合には、改正により税額控除の金額が 60万円から120万円に2倍となる(上乗せがある場合は、100万円から160万円となる)。

(単位:万円)

。雇用者給与等支給額 5000 5700		
A (雇用安定助成金額※3を含む) 5200 5700	9.6%	500
B 雇用安定助成金額※3 200 300		
C 調整雇用者給与等支給増加額(A - B) 5000 5400		上限 400

- 要件の適用判定の際にはAの対前年度増加額(雇用安定助成金額を含む)で判定する 増加率=(5700-5200)÷5200×100=96%
- 税額控除の対象となる増加額は、原則はAの増加額500万円、ただしCの<mark>雇用安定助成金額控除後の増加額が上限</mark>とされるため400万円となる
- 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、緊急雇用安定助成金の額およびこれらに上乗せして支給される助成金の額、その他雇用調整助成金等に 準じて地方公共団体から支給される助成金の額

給与の増加率が対前年度比1・5%以上の場合

に500万円増加しています

から、

増加率は

9

6%となります。

(改正前)

の税額控除率は雇用者全体

0)

		(半位・月日)
税額控除	給与額の増加のみの控除額	教育訓練費の上乗せがある場合の控除額
改正前 (1.5%以上の増加 15%)	60 (400×15%)	100 (60+400×10%)
改正後 (2.5%以上の増加 30%)	120 (400×30%)	160 (120+400×10%)

もので、 更となる可能性が

は 15 %、 税額控除の適用が 税額控除額は、 支給増加額 用安定助成金額を控除した、 が上限で、 0万円)が上限とされています。従って実際の 0万円ですが、 設例では、 %に増加しました。 30 % 改正後は2・5%以上の場合は2倍 さらに法人住民税の計算にお 400万円 と算定されます。 雇用者給与支給額の増加額は5 税額控除の算定については、 改正後は120万円 あります)。 (5400万円

調整雇用者給与等

雇

0

0

5 0 0

(法人税額の20%

11

7

 $\widehat{\stackrel{4}{0}}$

Ŏ

万

本記事の内容は2021年12月の政府決定時点の 今後国会審議等を踏まえて施策内容が変

税額控除率が過去最大の40%に強化される中小企 業向け賃上げ税制について重点的に解説する。 ぐ力を高め、 「成長と分配の好循環」の実現に向けて、企業の稼 賃上げ税制が抜本的に強化される。 従業員への収益の還元を促進する目 今回は、

れました 合に、 件を満たせば中小企業でも適用可) 。 額の15%(最大30%)を控除する税制に改正さ 対して支給する給与等を3%以上増加させた場 各月分の給与等の支給がある一定の雇用者) たさない場合でも、 継続雇用者給与等支給額の対前年比増加 (中小企業向け賃上げ税制の要件を満 大企業向け賃上げ税制の に

既存の従業員への賃上げ率は?

要

Q 2

率が最大25%から40%に大幅に引き上げられま

さらに適用要件の改正が行われ、

税額控除

簡素化されましたが、

2022年度税制改正で

いて適用要件が大幅に

小企業向けの制度につ

延長されました。

昨年の税制改正においても、

適用期限が到来する都度要件の見直しが行わ

【Q1】賃上げ税制の改正の概要は?

所得拡大促進税制は、

2

5見直しが行われ、

以上増加することが必要です。 には、 小企業向け賃上げ税制の適用を受けるため 雇用者全体の給与が前年度比で1 しかし、 既存の 5 %

助成金等の雇用安定助成金額を控除、

して算定し

員である継続雇用者

(当期及び前期の全期間

 \mathcal{O}

また大企業向けの賃上げ税制は、

既存の従業

(図表1)。

中田 和重 公認会計士・税理士 中田公認会計士事務所所長

存の従業員の給与を3%以上増加する必要が Q 3 り、適用要件が厳しくなっています。 これに対して大企業向け の賃上げ税制は、

社員やパ

ト等の従業員の増加により

給与支給

が1・5%に達しない場合でも、

新規採用の正

バイトをはじめ、

従って、

既存の従業員の給与の賃上げ率

新規採用者の給与も含まれ

件を満たすことが可能です。

既

あ

総額が対前年比1・5%以上増加すれば適用要

控除する助成金の把握が必要に?

算定します。 用要件 には上限があります。 年度増加額に控除税率 等支給額から控除しないことになっています。 急雇用安定助成金等の雇用安定助成金額は給与 ける金額がある場合は、その金額を控除して適 に、雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、 給与等支給額の対前年度増加額を算定する際は、 (正社員化コース)など他の者から支払いを受 .向負担金の受入れ金、キャリアアップ助成金 賃上げ税制の適用の可否を判定するために、 税額控除される金額は、給与等支給額の対前 ただし給与等支給額の増加額を算定する際 ・5%以上の増加) ただし税額控除の対象となる金額 その上限額は、 15 % 30 % の判定を行いま を乗じて 雇用調整 緊

た調整雇用者給与等支給増加額となり ます $\widehat{\mathbb{Z}}$

内容と金額の把握を行う必要があります 等支給額 者給与支給額が520 比の増加率により判定します。 (図表2)。 【Q4】改正による影響額の試算は? 設例により改正による影響額を試算しました このため、企業が支払いを受ける助成金等 (雇用安定助成金額を含む)の前年度 税額控除の適用要件は、 0 万円から57 設例では、 雇用者給与 0 0 雇用 方 円 \mathcal{O}

3 • **HISHO HISHO • 2**